

第 3 9 1 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 4 年 1 0 月 2 5 日



5. 議事事項とその結果

第1号議案 「第一種区画漁業権の被免許者の決定について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「漁業権一斉切替えの進捗状況について（報告）」

内容を事務局が説明した。

第3号議案 その他として「令和4年度全漁調連西日本ブロック要望書」及び「特定水産資源の漁獲量等の公表について（くろまぐろ（小型魚）」を事務局が説明した。

6. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に宇山委員と松本委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「第一種区画漁業権の被免許者の決定について」知事から諮問が参っております。事務局より説明願います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

前回の委員会で知事から漁場計画について諮問を頂き、委員会より適当である旨答申しました。その漁場計画について今回、免許申請があったということです。5件について、それぞれ適格性を有し、さらに競願は無く、申請者は漁場計画の設定を要望した漁業協同組合であったということです。この件について、何か御意見ございますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、この諮問につきましては、「適当である」旨の答申をしたいと思えます。

（一同、異議なし）

〔北尾会長〕

続いて第2号議案「漁業権一斉切替えの進捗状況について」、事務局より説明願います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

（資料2に基づいて、これまでの経緯と今後のスケジュール及び漁場計画素案の取りまとめ状況（総括）について説明）

8月末までに各漁協から提出していただいた漁場計画の要望を取りまとめたもので、今後変更もありうる、現時点での状況ということで御理解願います。地区の状況については、それぞれの担当より説明します。

〔事務局（大山室長補佐）〕

（資料2に基づいて、漁場計画素案の取りまとめ状況（東讃地区）について説明）

〔北尾会長〕

ただいま、東讃地区について御説明いただきました。何件か、新規、拡張等の要望

が出てございます。何かコメント等、ございますか。鴨庄漁協は変更が多いようです。山本委員いかがでしょうか。

〔山本委員〕

事務局から説明のあったとおりで、先般、志度湾漁業権管理委員会を開いていただき、同意は全ていただいております。色々と、延長、新規等あります。技術的にも向上している部分もあることから、その時代に応じた内容について各漁協内部で検討した結果、このような要望になっております。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。東讃地区について何かありますでしょうか。よろしいですか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

それでは小豆地区お願いします。

〔事務局（秦主任技師）〕

(資料2に基づいて、漁場計画素案の取りまとめ状況（小豆地区）について説明)

〔北尾会長〕

小豆地区については比較的動きが少ないようです。何か意見はありますか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

まだ数字だけなので、これ見てどうこう言うことはないかもしれません。無いようですので、次、高松地区をお願いします。

〔事務局（赤井副主幹）〕

(資料2に基づいて、漁場計画素案の取りまとめ状況（高松地区）について説明)

〔北尾会長〕

高松地区については、かきで3件の新規の要望があるということで、かきが比較的注目されておるようです。高松地区について何か意見はありますか。

〔北野委員〕

香西漁協はあさりも要望にあがっていませんか。

〔事務局（赤井副主幹）〕

8月末の時点では「かき」のみで要望があがってきております。ヒアリングの中で、煮詰めていきたいと思えます。

〔北尾会長〕

今回ヒアリングを行って、計画に載せていくということでしょうか。

〔事務局（赤井副主幹）〕

はい。高松地区については、一通りヒアリングを終えています、十分煮詰まっていない部分があるため、連絡を取りながら調整していきます。

〔北尾会長〕

北野委員さんよろしいでしょうか。

〔北野委員〕

はい。

〔北尾会長〕

それでは次、中讃地区をお願いします。

〔事務局（龍満副主幹）〕

（資料2に基づいて、漁場計画素案の取りまとめ状況（中讃地区）について説明）

〔北尾会長〕

中讃地区も比較的動きが少なく、わかめで白方漁協から1件、かきで宇多津漁協から1件、新規の要望が出ているようです。中讃地区につきまして、何かございますか。

〔志摩委員〕

白方漁協のわかめの新規については、まだ単協内部での話ですか。私は聞いていないのですが。

〔事務局（龍満副主幹）〕

白方漁協はまだヒアリングが出来ていませんので、詳しい事は聞いてからになります。

〔志摩委員〕

単協の要望ということでしょうか。

〔事務局（龍満副主幹）〕

今の時点ではそうです。

〔志摩委員〕

分かりました。

〔北尾会長〕

他になれば、三豊地区をお願いします。

〔事務局（湯谷主任）〕

（資料2に基づいて、漁場計画素案の取りまとめ状況（三豊地区）について説明）

〔北尾会長〕

三豊地区については、抹消が9件のため、併せて要望件数が減少ということがございます。第一種共同の新規で、西かがわ漁協からのなまこの区域の拡張とはどのようなことでしょうか。

〔事務局（湯谷主任）〕

西かがわの室本漁港で、既存の漁業権に含まれていない堤防周辺の区域を新たに設定したいとの御相談を頂いております。新規漁場の扱いではなく、既存の漁業権における一部エリアの拡張として対応できると考えております。

〔北尾会長〕

三豊地区につきまして、何かございますか。

〔岩田委員〕

特段ありませんが、抹消については、高齢で漁業を辞める人が多いため、また、後継者がいないためです。

〔北尾会長〕

寂しい限りです。三豊地区について、よろしいでしょうか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

その他全体を通じて特にございませんでしょうか。

(一同、意見なし)

[北尾会長]

今回は事前の要望ということでございますので、ヒアリングを通じて数が変わる可能性がございますし、更に新規で上がってくる可能性もございます。次回の報告で詳しく御説明いただきたいと思います。

それでは(3)その他について事務局から説明願います。

[事務局(湯谷主任)]

(資料3に基づいて説明)

[北尾会長]

国への要望につきましては、前回8月の海区委員会において、間に合えば事前に皆さまに意見照会をするということでございましたが、時間的に間に合わなかったため、事務局と私で、このような修正意見ということで提出をさせていただきました。特に、毎回イダコについて御意見をいただいておりますので、多少それを反映させた意見としています。この件につきまして、御意見ございますでしょうか。

[志摩委員]

県の海区漁業調整委員会であるのだから、クロマグロのような、夢みたいな話を議題にあげても話にならないのではないのでしょうか。文面を見ていると、イダコの件がついでのような話となっています。説得力がありません。我々が瀬戸内海で困っている内容についての要望が一つも入っていません。国に依頼しているとの説明ですが、資源管理において漁業従事者に依頼している項目が多数あるでしょう。県がどのように考えているのか私には分かりません。苦勞するのは今のところプロばかりです。何度同じ話をさせたら気が済むのですか。今頃になって「イダコが絶滅だ、保護しないとイケない。」と言っています。県はこれまでの長い間、何をしてきたのですか。甘いのではないのですか。遊漁が釣るのがダメだと言っているわけではないです。ここまでになった要因が、県や国のやり方に問題があるのではないかと皆思っています。

[小見山委員]

もう手遅れでしょう。今年については、今の時期、イダコ釣りは一隻も来ていません。一匹も釣れていません。

[志摩委員]

遊漁との話し合いをする前に、こちらが死んでしまいます。そして、今頃になって、「絶滅危惧種」だと言いますが、既に絶滅しているではないですか。この件については、全国的な規模で話すのも然りではありますが、ここは瀬戸内海の特定の区域の話でしょう。クロマグロについては、若干ヨコワが東の海で獲れているという話を聞きますが、備讃瀬戸まで来るとなると何十年先の話になるのですか。書いていることを見ると胸糞が悪いです。別の海域の話ではないですか。そこの女木島でクロマグロを釣っている遊漁船がいるのでしょうか。会長だってわかるでしょう。

[北尾会長]

海区からの要望として、クロマグロという言い方はしておりません。去年度の要望に対する国からの回答として、「クロマグロについては、遊漁に漁獲報告を求めています。」との回答しかなかったため、それ以外についても報告の義務化等を進めてほしいと要望しています。

〔志摩委員〕

そうであれば、瀬戸内海も特措法のような形で、瀬戸内海特有の文面を入れるよう要望してください。クロマグロなど、この辺りの海域で何の関係があるのかと、漁業従事者の9割が思っています。東讃でヨコワが多少獲れていると聞きましたが、宇山委員、獲れているのですか。

〔宇山委員〕

大敷に少し入る程度で、大型魚はいません。

〔小見山委員〕

以前、プレジャーがイダコを採る数と漁師が獲る数を比べた資料があったと思いますが、プレジャーの方がかなり多かったですね。イダコだけではなく、他の魚種全てにおいても遊漁が多く採っていると思います。漁師より遊漁をなんとかすべきです。漁師は放流もしています。遊漁は採りっぱなしです。

〔志摩委員〕

遊漁には制限がない。県は、制限といったら大げさになり、お叱りを受けるから出来ないとしているとしか思えません。漁業従事者には資源管理と言って重いものを肩に背負わせて、プレジャーボートに対して、それだけの認識を持たせる事をしているのかと言いたいです。御理解いただきたいというが、我々は既に十分やっています。少し遅すぎはしませんか。中讃地区以外については詳細を把握していませんが、小見山委員が言っているように、中讃地区のイダコは壊滅的です。これに加えてマダコも壊滅的です。私は、遊漁船業をしている人に話を聞いていますが、今、イダコよりはマダコの仔の方がたくさん釣れると言っています。この辺のリサーチは行っているのでしょうか。聞けば当然、マダコの仔は放流すると言います。ただし、実際はイダコも釣れないのに、お金を払って釣りに来て、釣れたマダコを放流すると思いませんか。綺麗ごとばかり言わず、もっと踏み込んだらどうですか。

〔小見山委員〕

遊漁船業の団体はないのですか。

〔植田事務局長〕

法律が出来た当初はありましたが、それから解散しています。

〔小見山委員〕

やりっぱなしですか。では、遊漁船業の登録者に何の周知もないということですね。私も登録して2～3年になりますが、何一つ周知が来たことはありません。

〔志摩委員〕

違反事項については免許の取消ししかないですね。

〔柏山課長〕

違反があれば登録の取消しということになります。

〔小見山委員〕

県が、遊漁船業登録者全員に周知して、団体を作るなどすれば良いのではないですか。

〔志摩委員〕

先日課長に、遊漁船業登録者を漁業従事者としてみなすことはないのですかと聞きましたが、今のところはないという回答でした。なおさら制御する手立てがないとい

うことではないですか。そうであれば、漁業従事者の一環として漁協に加入してもらい、一つの決まり事を決めていくという考え方もあるかと思ひ、課長に聞いたところです。漁業者が衰退していっている中、規制のない遊漁船業の方が増えていけば、どうなるか、考えたらわかるでしょう。大変なことになります。

〔森委員〕

遊漁については、全国どこにいても釣りが出来るという法律が、いつのまにか国で決まってしまいました。そのような時は、前もって漁業者に相談した上で、漁業者と遊漁者が話をして、十分に検討してから作るべきでした。そのように国が対応しなかったことが、そもそもの大きな問題です。内海地区で、海面利用協議会を作っていますが、何かを遊漁者にお願いに行っても、全然取り合ってくれません。

〔志摩委員〕

県は、遊漁者に対し「また言っときます。」、「伝えているのですけどね。」で終わりです。遊漁者の制御を誰がするかとなると、首をひねらないといけなくなります。はっきり言いますが、県が指導するのは各漁協相手だけではないですか。地元の漁業者を説得するのも、制御するのも限界があります。組合にいても値打ちがないから脱退するのです。このような状態であれば、遊漁で隠れてやっている方が上だと言う人もいます。あれだけ遊漁の数がいれば、現行犯で無ければよいのですから、お目こぼしばかりではないですか。取締船が走ってきたら分かるのですから、その時は皆悪い事はしません。漁業者の場合、夜操業中に暗闇から取締船に突然来られたら、気付かずに捕まりますよ。悪い事するのが良いとは言っていない。それだけ、漁業者と遊漁者でギャップがあると言う事です。

〔北野委員〕

志摩委員が話すように、イイダコ遊漁問題が引っかかっていると思います。

〔志摩委員〕

イイダコだけでなく、マダコやタイも同じです。

〔北野委員〕

イイダコ釣りに行ったらマダコも釣れるということです。イイダコを県内のみ禁漁に出来ないのですか。何でも水産庁に聞かないと出来ないのですか。

〔志摩委員〕

公害においては、瀬戸内海水質汚濁防止法というのが出来たではないですか。であれば、この地区特有の考え方があって何が悪いのですか。漁業法改正においても、瀬戸内海のみ別にしてくれたら良かったという案件が多数あるのではないですか。日本海、太平洋を主旨においた法律改正だったではないですか。漁連の会長も内心、そのような気持ちがあったのではないですか。

〔嶋野委員〕

先ほどから意見が出ていますが、イイダコ、マダコについては、昔は豊凶の波があり、マダコは3年に1度程度、豊漁の年があったりしましたが、イイダコについては10年以上ほとんど獲れない状況です。小さいイイダコが最近、底びき網でも見えますが、売れないということで再放流しています。文面にクロマグロ以外と入っていますが、やはり、この備讃瀬戸、瀬戸内海に合わせたような魚種を特定して、国に意見を上げていった方が、我々の想いが伝わるのではないのでしょうか。



〔志摩委員〕

瀬戸内海は日本有数の特異な地域であるのですから、別紙とするべきです。ここは別ですよ、もっと強く、国に対して県から言ってほしいです。

〔柏山課長〕

各委員さんから、瀬戸内海は太平洋や日本海と違う、と言われる部分について、全くその通りだと思います。瀬戸内海独自の問題に加え、瀬戸内海の中でも香川県独自の問題があるということで、香川県として対応できるものについては、香川県で対応できるように、国と相談しながら考えていきます。先日も国と色々な話をしましたが、国はやはり全国的な話ばかりをするため、瀬戸内海、香川県の実情を踏まえた対応が必要であると強く話をしながら、具体的なものが出せるよう、進めていきたいと思えます。

〔志摩委員〕

それは強くお願いしておきたいです。

〔柏山課長〕

はい。

〔志摩委員〕

もう時間がありません。私の時代でもどうか分かりませんし、私の後継者の時代では漁業で生活していくことが出来ないと思えます。

〔小見山委員〕

全国的にも瀬戸内海が今、一番死んでいます。何もいません。

〔志摩委員〕

資源減少の原因として、温暖化だけで済ませたくないし、済ませる問題でもないと思えます。本当にひどい状況になってきています。この先2～3年は何とかやっていけると思いますが、この先、需要に対し魚が足りなくなったらどうするのですか。もっと乱獲が増えるでしょう。世相が動き出したら、すぐに魚価が上がっています。そうなれば、いくらでも獲りますよ。そこも、県は考えてくれないといけません。国に対して、強く要望してくれないと。獲った10cmの魚が売切れたら、次は8cmの魚を獲るようになります。300gのタコが1,200円、1,500円で売れるようになったら、今度は200gを獲って売ろうということになりますよ。マダコの子供は生まれていますが、全然育っていません。昔は、一潮の中で3日雨が降ったらいくらでも大きくなると言っていました、今は雨が降っても大きくなりません。二潮の間、指先程度の大きさからほぼ変わっていません。数で言うなら、たこつぼ漁をやっても立派につぼに入っている。100gにも達していないため、売れるようなものではありません。11月が来るというのに、抱卵したタコがいます。また、抱卵だこは全て小型化していますので、子供の数は半減することになります。もっと本気で調べてください。マダイも同じです。今は、たくさん漁獲されるため、単価が50円、100円で安いと言っていますが、値段が少し上がればまた乱獲です。大変なことになります。ここで今すぐ結論が出る話ではないと思えますが、県も国に対してきつく話をしてほしいです。私の意見は以上です。

〔小見山委員〕

逐一、国にお問合せをして、国の意見を聴かないといけないのですか。香川県だけで何かできないのですか。

〔柏山課長〕

漁業法にしても調整規則にしても、国に話をしながらになります。ただ、志摩委員が言われたように、地域の実情に応じてというのは当然あると思いますので、それについては、今後も国に強く言っていきます。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。この件については、11月10日に西日本ブロック会議ということで、下関で会議が開催されます。文書はこれとし、皆さまの御意見は口頭で伝えたいと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、その他ありますか。

〔事務局（菅主任技師）〕

（資料4に基づいて説明）

〔北尾会長〕

先ほどの、クロマグロは関係ないという話の後ではありますが、小型魚についてはかなり漁獲されているということで、このような公表をしたということです。今後の対応につきましては、県と国で相談しながら適正に対応していくということです。

この件につきましては、よろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

その他事務局から何か説明ありますか。

〔事務局（湯谷主任）〕

次回の委員会の開催について、次回は12月初旬か中旬に開催予定です。

〔北尾会長〕

それでは、これで海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 午前11時02分〕

上記は第391回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 宇 山 哲 司

署名委員 松 本 悟